

政策資料

No.304 《復刊199号》
1992年1月1日

巻頭言 水田 稔 1

〈特 集〉

国際平和協力問題関係

○国際平和協力法案についての提案理由説明（衆）	2
○国際平和協力活動等に関する法律案要綱（衆）	4
○国際平和協力活動等に関する法律案（参）	7
○国際緊急援助活動等に関する法律案要綱（衆）	12

〈資 料〉

*「廃棄物利用発電促進法案（ごみ発電法案）」の提出にあたって（シャドーキャビネット・経済委）	16
--	----

*申し入れ（核燃料サイクル施設について）	20
*「日本の戦後責任と従軍慰安婦問題」に関する私たちの提案（シャドーキャビネット・総合福祉委）	21
*談話（シャドーキャビネット・自治環境委員会）	23
*渡良瀬遊水池の調査を終えて（渡良瀬遊水池調査団）	24
*社会の介護力を高めるためのとりくみについて	25
*国旗・国歌観についての投書・質問に答える（シャドーキャビネット・文化教育委）	26
☆1991年度総目次一覧表	28



卷頭言



新しい日米関係のために

水田 稳

政策審議会副会長

「学ばなければならない」と訴えた。

い日米協力関係をつくろうと呼びかけたものだと思う。

しかし現実には、ベーカー国務長官、ヒルズ通商代表、ワトキンズエネルギー庁長官などレーガン政権の閣僚が、つぎつぎと来日し、米の輸入自由化、自動車及び、同

一方日本でも繊維にはじまって、鉄鋼、自動車、カラーテレビ、半導体、牛肉、オレンジ等々の解決の状況は、最初断固反対といっていたのが、結果はアメリカの圧力に屈して、要求をのむということを繰り返してきたと感じている人

の多く、こうしたことも一因となつてか、いま日本では嫌米感がひろがってきている。日本とアメリカの将来にとってこのような感情的対立が大きくなることは決して好ましいことではない。

日、米関係の安定した発展のためには、わが国が、遅れている社会資本の充実、国民一人一人の暮らしの向上などもつと内需の拡大をはかり、社会、経済などの仕組みを公平、透明なものにする努力が必要である。

また個別問題については、普遍的ルールをつくって、これにもとづいて処理するようにする必要がある。そして、日米相互の交流を政府間だけでなく、議員（与野党問わず）同志が、もっと頻繁に、討論、意見交換の機会をもって、相互理解を深めることも必要ではないか。

(衆議院議員・みずたみのる)

特集

国際平和協力問題関係

一九九一・一一・二七（衆議院）

国際平和協力法案についての 提案理由説明

提出者を代表し、国際平和協力活動に関する法律案について、提案の趣旨、およびその内容について説明いたします。

今や国際情勢は、冷戦構造が終結し、対話と協調を基調とする時代に入り、東西陣営はいうにおよばず、世界は平和のなかに共存していく新しい国際秩序が構築されつつあります。

そのため克服すべき課題は多々あります。が、大別すれば、第一に平和の創造と軍縮の実現に向けて、核の廃絶を含め、世界の国々はどのように努力していくかということであ

な責任を果たしていくかは、独り我が国の将来だけでなく、世界の平和と安定にとっても極めて重要な問題であります。

よって我々は、平和憲法をもつ我が国として、それにふさわしい国際貢献のあり方について国民の合意を形成し、今日の時代の要請に的確に応えるべきとの考えに立ち、いま世界が必要としているあらゆる分野に対し、「非軍事、民生、文民」による専門の機関を設置し、最大限の貢献をすべきであるとの主張を貫いて参ったのであります。

その具体的な行動として、一つには、国連を中心とした平和のための努力として、国連救済や、難民や被災民、そして自然災害から人びとを救済するか、であります。
そして第三は、年々広がりゆく砂漠化、熱帯雨林の消滅、大気汚染やオゾン層の破壊など、地球的規模の環境破壊にどのように対応するかという人類共通の課題に対し、世界はいかに対処していくかということです。

こうした状況下で、世界のG.N.Pの一五%をも占める我が国は、どのようにして国際的

力であります。

そして、これらの活動を効果的に推進する

ために、わが国として国連平和保障基金として GNP の「〇・一%」程度を国連に拠出してはどうか、と提案するものであります。

二つ目は、すでに提案して参りましたが、発展途上国等の自立と、それらの国々の民生の安定、自然災害による被災者の救援など人道的立場に立った貢献として、政府開発援助（ODA）のための新たな制度の確立として ODA 基本法の制定であり、国際災害緊急援助についても、常設の専門機関を創設するための国際緊急援助に関する法律の制定であります。

そして三つ目には、地球環境の保全に向けて、我が国として成すべき施策として、来年の地球サミットに向けた諸行動を起こすことであります。

このように人類共生の立場に立って、世界の平和の創造と人道的立場に立った諸課題についての対応、そして、地球環境保全のためには、我が国の憲法の志向する平和主義と、国際協調主義のもとで、全力で人的・物的そして技術的、資金協力をもって、世界に貢献することが我が國のあるべき姿であり、いま、自衛隊を組織ごとに海外に派遣しようとすることは、憲法の精神・理念からみて論外であることを、改めて強調しておきたいのであります。

ここに提案する国際平和協力活動等に関する

法律案も「非軍事、民生、文民」を基調として、積極的に協力していくとするものであります。

その内容を要約しますと、その第一は、自衛隊とは別個の組織として、国際の平和及び安全の維持のための活動、および人道的救援活動を行うための組織として、国際平和協力機構を創設し、国連および国際機関からの要請に応えていこうとするものであります。

その第二点は、国際の平和および安全の維持のための活動および人道的な国際救援活動を行うために、国際平和協力隊を派遣しようとします。

その第三点は、平和協力の活動にあたっては、当然のことながら関係国の同意、関係国への内政不干渉、紛争の処理に対しては、厳正中立の立場を堅持することとあります。

その第四点は、国連等から要請があつた場合、外務大臣は、平和協力活動の実施が適当と認める場合は、平和協力活動の実施計画を策定し、閣議の決定を経て国会の承認を求め、国際協力機構に対して国際平和協力隊の派遣を命ずることができることとなつております。

その第五は、外務大臣は、関係行政機関、地方公共団体、国家公安委員会に対し、国際平和協力活動に必要な技術能力等を有する職員に、実施計画に基づいてその活動に従事させるよう要請することができるようになつて

おります。

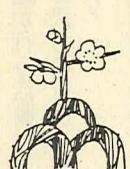
その第六は、政府は国際の平和および安全の維持活動、または、人道的救援活動に協力するため適当と認める時は、物資等の協力を行うことができることとなつております。

その第七は、政府は国際平和協力活動が終了した時、または、物資等の協力を行ったときは、その内容を国会に報告することとなつております。

その第八は、国際平和協力機構の設立については、別途、法律で定めることといたしております。

以上が、わが党が提出した法律案の提案理由およびその内容の概要であります。

何卒、慎重ご審議の上、すみやかにご賛同あらんことをお願い致します。



国際平和協力活動等に

関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際の平和及び安全の維持のために国際連合が行う決議に基づいて行われる国際連合平和維持活動（武力による威嚇又は武力の行使を伴う活動を除く。）並びに紛争により被害を受けた住民その他の者の救援に積極的に寄与することを目的とすることとする。

第二 國際の平和及び安全の維持のための活動等に対する協力の基本原則

国際の平和及び安全の維持のための活動並びに人道的な国際救援活動に対し我が国が行う協力は、次に掲げる原則に従うものとすること。

一 関係国が我が國の協力を受け入れること。

二 関係国の内政に干渉しないこと。

三 紛争に対し中立的な立場を維持すること。

により、国際平和協力活動の実施体制を整備し、あわせて、これらの活動に対する

物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のため

第三 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによるものとすること。

ホ 被災者に対する食糧、衣料、医薬品

ハ 医療活動（防疫活動を含む。）

二 被災者の搜索若しくは救出又は帰還の援助

一 國際の平和及び安全の維持のための活動 國際の平和及び安全の維持のために国際連合が行う決議に基づいて国際連合及び国際連合加盟国が行う活動であつて、武力による威嚇又は武力の行使を伴う活動以外のものをいう。

二 人道的な国際救援活動 紛争により被害を受けた住民その他の者（以下「被災者」という。）の救援のために人道的な立場から国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（以下「国際連合等」という。）が行う活動をいう。

三 國際平和協力活動 國際の平和及び安全の維持のための活動に対する協力で次に掲げるもの並びに人道的な国際救援活動に対する協力でハからルまでに掲げるものであつて、外国（公海を含む。以下同じ。）で行われるものとすること。

イ 紛争終了後の暫定政府等の行政事務に関する助言又は指導

ロ 紛争終了後の議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

その他の生活関連物資の配布

ヘ 被災者を収容するための施設又は設備の整備のための措置
ト 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災者の生活上必要なものとの整備又は復旧のための措置
チ 紛争によって被害を受けた自然環境の復旧のための措置
リ イからチまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ヌ イからリまでに掲げる活動に類するものとして政令で定めるもの
ル イからヌまでに掲げる活動に附帯する活動

四 物資協力 国際の平和及び安全の維持のための活動又は人道的な国際救援活動を行つてゐる国際連合等に対し、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 関係行政機関 別表第一に掲げる行政機関をいう。

第四 國際平和協力隊の任務

国際平和協力隊（第六見出し及び1を除き、以下「協力隊」という。）は、国際平和協力活動を行うことを任務とするものとすること。

第五 國際平和協力活動実施計画
1 外務大臣は、別表第二に掲げる国際機関から国際平和協力活動の実施の要請があつた場合において、我が国として当該国際平和協力活動を実施することが適当であると認めるときは、国際平和協力活動を実施すること及び国際平和協力活動実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めるなければならないものとすること。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとするものとすること。
一 当該国際平和協力活動の実施に関する基本方針

二 当該国際平和協力活動の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力活動の種類
ロ 国際平和協力活動が行われる外国及び期間

ハ 協力隊の規模及び構成
ニ その他当該国際平和協力活動の実施に関する重要な事項

3 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には、関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議しなければならないものとすること。

第七 機構、関係行政機関等の措置

1 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従つて国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができること。

2 機構は、1の指示があつたときは、1の

ときは、実施計画を内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならないものとすること。

5 1、3及び4は、実施計画の変更について準用することとする。

第六 國際平和協力隊の派遣等

1 外務大臣は、国際連合平和協力機構（第十一を除き、以下「機構」という。）に対し、実施計画に従つて、国際平和協力活動を第七に基づき行う國又は地方公共団体の職員、機構の職員その他の人員（自衛官及び予備自衛官である者を除く。）を国際平和協力隊として派遣するよう命ずることができるものとすること。

2 協力隊は、国際の平和及び安全の維持のための活動に係る国際平和協力活動を行うに当たっては、国際連合の指揮に従うものとすること。

3 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と連絡を保ちつつ国際平和協力活動を行うものとすること。

4 外務大臣は、1の閣議の決定があつたとすること。

職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事させるものとすること。

3 外務大臣は、機構に対し、機構に対して国際平和協力活動に従事することを申し出ている者のうちから、実施計画に従つて国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する者を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができるものとすること。

4 機構は、3の指示があつたときは、3の者に該当する者に対し、国際平和協力活動に従事することを委嘱するものとすること。

5 外務大臣は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従つて国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際平和協力活動に従事させること。

10 国家公安委員会は、9の要請があつたときは、都道府県警察に対し、9の職員に該当する職員を国際平和協力活動に従事させること。

11 都道府県警察は、10の指示があつたときは、その職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事するものとすること。

第八 国際平和協力手当

国際平和協力活動に従事する者には、国際平和協力活動が行われる外国の勤務環境及び国際平和協力活動の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができるものとすること。

7 外務大臣は、地方公共団体に対し、実施計画に従つて国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）を国際平和協力活動に従事させるよう要請することができるものとすること。

第九 物資協力

1 政府は、国際の平和及び安全の維持ための活動又は人道的な国際救援活動に協力すること。

するため適切と認めるときは、物資協力を行うことができるものとすること。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めるべきものとすること。

3 外務大臣は、国際の平和及び安全の維持のための活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適切と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができるものとすること。

第十 国会への報告

政府は、国際平和協力活動が終了したとき又は物資協力を行ったときは、その内容を国会に報告しなければならないものとすること。

11 第十一 国際連合平和協力機構の設立
1 国際の平和及び安全の維持のための国際情勢に関する調査研究、国際平和協力活動の実施、国際平和協力活動のための訓練、国際平和協力活動に従事する者の確保、国際平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際連合平和協力機構を設立するものとすること。

2 国際連合平和協力機構は、政府全額出資の法人とし、外務大臣が監督するものとす

第十二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

別表第一（第三関係）

警 察 庁	環 境 庁	科 学 技 術 庁	文 化 部	外 交 部	農 林 部	通 商 産 業 部	消 氣 海 上 運 輸	勞 工 政 策 部	建 設 保 安 部	郵 政 保 安 部	自 治 省	建 設 省	勞 工 省	郵 政 省	消 氣 省
-------	-------	-----------	-------	-------	-------	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第二（第五関係）

一 國際連合

- 二 國際連合の総会によって設立された機関又は國際連合の専門機関で、次に掲げるもののその他政令で定めるもの
- イ 國際連合災害救済調整官事務所
- ロ 國際連合難民高等弁務官事務所
- ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機関

二 國際連合児童基金

三 國際連合ボランティア計画

四 國際連合環境計画

五 國際連合開発計画

六 國際連合食糧農業機関

七 國際連合世界保健機関

八 國際連合世界食糧計画

九 國際連合世界移住機関

國際平和協力活動等に 関する法律（案）

一九九一・一二・四（參議院）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び國際協調主義の理念にのっとり、國際連合平和維持活動及び人道的な國際救援活動に対し適切かつ迅速に協力をうため、國際平和協力活動の基本原則を明らかにするとともに、國際平和協力活動実施計画の策定手続、國際平和協力隊の派遣に必要な措置、國際平和協力機構の設置等について定めることにより、國際平和協力活動の実施体制を整理し、あわせて、これらの活動に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が國際連合を中心とした國際平和のための努力及び紛争によって被害を受けた住民等の救援に積極的に寄与することを目的とする。

（我が国が行う國際平和協力活動の基本原則）

第一条 我が国が行う国際平和協力活動は、

次に掲げる原則に従うものとする。

一 関係国等が我が国の協力を受け入れること。

二 当該活動が行われる地域の属する国の内政に干渉しないこと。

三 紛争に対し中立的な立場を維持すること。

四 武力による威嚇又は武力の行使を行わず、かつ、いかなる武器も携帯せず、又は使用しないこと。

統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国）の当該同意がある場合）、に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会 安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けた恐れがある住民その他の者（以下「被災者」という。）の救援のためには紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われることについての同意があり、

かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 國際平和協力活動 國際連合平和維持活動に対する協力の活動で次に掲げるものの（軍事的分野に関するものを除く。）及び人道的な国際救援活動に対する協力の活動で次の二から三まで掲げるものであつて、外国（公海を含む。以下同じ。）で行われるものとをいう。

イ 暫定政府等の行政事務に関する助言又は指導

- ロ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理
- ハ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

二 医療活動（防疫活動を含む。）

ホ 被災者の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヘ 被災者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 國際連合平和維持活動 國際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による

ト 被災者を収容するための施設又は設備の整備のための措置

チ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であつて被災者の生活上必要なもの整備又は復旧のための措置

リ 紛争によって被害を受けた自然環境の復旧のための措置

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ル イからヌまでに掲げる活動に類するものとして政令で定める活動

ヲ イからルまでに掲げる活動に附帯する活動

四 物質協力 国際連合平和維持活動（軍事的分野に関するものを除く。）又は人道的な国際救援活動を行つてゐる国際連合等に対し、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 関係行政機関 別表第一に掲げる行政機関をいう。

（国際平和協力隊の任務）

第四条 国際平和協力隊（第六条の見出し及び同条第一項を除き、以下「協力隊」といふ。）は、国際平和協力活動を行うことを任務とする。

（国際平和協力活動実施計画）

第五条 外務大臣は、我が国として国際平和協力活動を実施することが適当であると認めるとときは、国際平和協力活動を実施すること及び国際平和協力活動実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力活動の実施に関する基本方針

二 当該国際平和協力活動の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力活動の種類及び内容

ロ 国際平和協力活動が行われる外国及び期間

ハ 協力隊の規模及び構成

二 その他当該国際平和協力活動の実施に関する重要な事項

（機構、関係行政機関等の措置）

3 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には、実施すべき国際平和協力活動の種類及び内容を勘案して、関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行うものとする。

4 外務大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、実施計画を内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第一項、第三項及び前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

（国際平和協力隊の派遣等）

第六条 外務大臣は、国際平和協力機構（第十一条（見出しを含む。）を除き、以下「機構」という。）に対し、実施計画に従つて、国際平和協力活動を次条の規定に基づき行う国又は地方公共団体の職員、機構の職員その他の人員（自衛官である者及び予備自衛官である者を除く。）を国際平和協力隊として派遣するよう命ずることができる。

2 協力隊は、国際連合平和維持活動に係る国際平和協力活動を行うに当たっては、事務総長の指揮に従うものとする。

3 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と連絡を保ちつつ国際平和協力活動を行うものとする。

第七条 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従つて国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができる。

2 機構は、前項の指示があつたときは、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事させるものとする。

3 外務大臣は機構に対し、機構に対して國

際平和協力活動に從事することを申し出でる者のうちから、実施計画に従って國際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する者を國際平和協力活動に從事させるよう指示することができる。

4 機構は、前項の指示があつたときは、同項の者に該当する者に対し、國際平和協力活動に從事することを委嘱するものとする。

5 外務大臣は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従って國際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を國際平和協力活動に從事させるため必要な技術、能力等を有する職員を國際平和協力活動に從事させるよう要請することができる。

6 関係行政機関の長は、前項の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない

限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて國際平和協力活動に從事させるものとする。

7 外務大臣は、地方公共団体に対し、実施計画に従って國際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）を國際平和協力活動に從事させるよう要請することができる。

8 地方公共団体は、前項の要請があつたときは、その事務に支障が生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて國際平和協力活動に從事させること

ができる。

9 外務大臣は、國家公安委員会に対し、実施計画に従って國際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する都道府県警察の職員を國際平和協力活動に從事させるよう要請することができる。

10 國家公安委員会は、前項の要請があつたときは、都道府県警察に対し、同項の職員に該当する職員を國際平和協力活動に從事させよう指示することができる。

11 都道府県警察は、前項の指示があつたときは、第九項の職員に該当する職員を期間を定めて國際平和協力活動に從事させるものとする。

(國際平和協力手当)

第八条 國際平和協力活動に從事する國家公務員には、國際平和協力活動が行われる外國の勤務環境及び國際平和協力活動の特質にかんがみ、國際平和協力手当を支給することができる。

2 前項の國際平和協力手当に關し必要な事項は、政令で定める。

(国会に対する報告)

5 関係行政機関の長は、前項の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に屬する物品の管理換えを要請することができる。

4 内閣総理大臣は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に屬する物品の管理換えを要請することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聽かなければならぬ。

4 國際平和協力活動に從事する地方公務員の國際平和協力手当は、第一項の規定による國家公務員の國際平和協力手当を基準と

して定めるものとする。

(物資協力)

第九条 政府は、國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動に協力するため適當と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、國際連合平和維持活動又は人道的な國際救援活動に協力するため適當と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 内閣総理大臣は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に屬する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に屬する物品の管理換えを行ふものとする。

6 内閣総理大臣は、國際平和協力活動が終了したときは、當該國際平和協力活動の実施の結果を、物資協力を行つたときは當該物資協力の内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

7 第十条 政府は、國際平和協力活動が終了したときは、當該國際平和協力活動の実施の結果を、物資協力を行つたときは當該物資協力の内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(國際平和協力機構の設立)

第十一條 協力隊の派遣、国際平和協力活動

のための訓練、国際平和協力活動に従事す

る者の確保、国際平和協力活動のための機

材その他の物資の備蓄、国際平和協力活動

のための国際情勢に関する調査研究等を行

わせるため、別に法律で定めるところによ

り、国際平和協力機構を設立するものとす

る。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し、必要な事項は政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

三百八十三号）の一部を次のように改正する。

（外務省設置法の一部改正）

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

(外務省設置法の一部改正)

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「、産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

(外務省設置法の一部改正)

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「、産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

(外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

(外務省設置法の一部改正)

し、第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 国際平和協力活動等に関する法

律（平成三年法律第 号）に基づく

国際平和協力活動に関すること。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六

年法律第一百九十一号）の一部を次のように改正する。

(外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正す

(外務省設置法の一部改正)

七 国際平和協力活動に関すること。

第三十条第一項中「第七号まで、第九号

から第十一号まで及び第十四号から第十六

号まで」を「第八号まで、第十号から第十一

号まで及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十

号」を「第五条第二項第十一号」に改める。

第七条 地方公務員災害補償法（昭和四十二

年法律第一百二十一号）の一部を次のように改める。

改正する。

第二条第五項中「産業教育手当」の下に

「、国際平和協力手当」を加える。

別表第一（第三条関係）

一 国際連合

二 國際連合の総会によって設立された機関又は國際連合の専門機関で、次に掲げるるものその他政令で定めるもの

イ 國際連合災害救済調整官事務所

ロ 國際連合難民高等弁務官事務所

ハ 國際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 國際連合児童基金

ホ 國際連合ボランティア計画

ヘ 國際連合開発計画

ト 國際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

又 世界保健機関

三 國際移住機関

四 赤十字国際委員会

別表第二（第三条関係）

消	自	建	労	郵	海	通	農	厚	文	大	外	法	國	環	警
上							林							科	學
防	治	設	設	政	象	保	商	水	生	部	藏	務	境	察	技
治	設	設	政	象	保	輸	産	產	業	省	省	省	土	術	學
府	省	省	省	省	省	省	資源	工	業	省	省	省	務	境	察
							エネルギー	ネ	ルギー					環	科

理由

日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、我が国として国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速に協力をを行うため、国際平和協力活動の基本原則を明らかにするとともに、国際平和協力活動実施計画の策定手続、国際平和協力隊の派遣に必要な措置、国際平和協力

機構の設置等について定めることにより、国際平和協力活動の実施体制を整備し、あわせて、これらの活動に対する物資面での支援を行いうための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律案の施行に要する経費は、約百億円の見込みである。

この法律案に施行に要する経費は、約百億円の見込みである。

一九九一・一一・二〇（衆議院）

国際緊急援助活動等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、我が国外の領域における大規模な災害について、我が国が緊急援助のための活動を適切かつ迅速に行うため、その活動の原則、国家緊急援助本部及び国際緊急援助隊の設置等について定め、もつて国際協力の推進に寄与すること等を目的とするものとすること。

第二 定義

「国際緊急援助活動」とは、我が国外

我が国が行う国際緊急援助活動は、次に掲げる原則に従うものとすること。

- 一 大規模な災害を受け、若しくは受けるおそれがある国（以下「被災国」という。）が受け入れるものであること。
- 二 被災国の内政に干渉しないものであること。

第一 国際緊急援助活動の基本原則

の領域（公海を含む。以下同じ。）における大規模な災害の緊急援助に係る次に掲げる活動をいうものとする。

第四 國際緊急援助活動の実施 活動

動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。以下同じ。) に関すること。

第四　国際緊急援助活動の実施

国は、被災国または国際機関から国際緊急援助活動の実施の要請があつた場合において、我が国として当該国際緊急援助活動を実施することが適当であると認めるとき

第五 國際緊急援助本部の設置及び所掌事務

九 國際緊急援助活動を行う団体に対する助成に関すること。

第六 國際緊急援助本部の組織

内閣総理大臣を國際緊急援助本部長（以

本部の事務を總括し、

督するものとすること。

外務大臣を**国際緊急援助副本部長**（以下「副本部長」という。）とし、当該副本部

長に国際緊急援助活動にて物資供与に係る事務につき、本部長の職務を助けるもの

3 国土庁長官を副本部長とし、当該副本部

長は、国内援助活動に係る事務につき、本部長の職務を助けるものである。

4
本部に、国際緊急援助活動を行う組織と

いう。) を置くものとする」と。

第七 関係行政機関の職員の援助隊への派遣

の要請等

- 1 本部長は、関係行政機関の長に対し、国際緊急援助活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を援助隊に派遣するよう要請することができるものとすること。
- 2 関係行政機関の長は、1の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、1の職員に該当する職員を期間を定めて援助隊に派遣するものとすること。
- 3 本部長は、地方公共団体に対し、国際緊急援助活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）を援助隊に派遣するよう要請することができるものとすること。
- 4 地方公共団体は、3の要請があつたときは、その事務に支障を生じない限度において、3の職員に該当する職員を期間を定めて援助隊に派遣することができるものとすること。
- 5 本部長は、国家公安委員会に対し国際緊急援助活動を実施するため必要な技術、能力等を有する都道府県警察の職員を援助隊に派遣するよう要請することができるものとすること。
- 6 国家公安委員会は、5の要請があつたときは、都道府県警察に対し、5の職員に該当する職員を援助隊に派遣するよう指示す

ることができるものとすること。

- 7 都道府県警察は、6の指示があつたときは、その職員を期間を定めて援助隊に派遣するものとすること。

第八 援助隊の予備員

- 1 本部長は、国際緊急援助活動に従事することを志願する者のうち、政令で定める用件に適合するものを援助隊の予備員（以下「予備員」という。）として、総理府令で定めるところにより、登録するものとすること。

- 1 本部長は、国際緊急援助活動を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができるものとすること。
- 2 関係行政機関の長は、1の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、1の協力をを行うものとすること。

第十一 物資協力

- 1 政府は、我が国以外の領域における大規模な災害の緊急援助に資するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができること。
- 2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならないものとすること。

第十二 国内救援活動

- 1 本部長は、都道府県知事その他政令で定める者による、任期を定めて援助

隊の隊員を採用することができるものとす
ること。

第九 国際緊急援助手当

本部長は、都道府県知事その他政令で定める者の要請があつたときは、国内救援活動を行わせるため、援助隊を派遣することができるものとすること。

第十三 国際緊急援助活動を行う団体への助成

- 1 国は、国際緊急援助活動を行う団体に対し助成に関し必要な施策を講ずることができるものとすること。

第十 関係行政機関の協力

- 1 本部長は、国際緊急援助活動を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができるものとすること。
- 2 関係行政機関の長は、1の要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、1の協力をを行うものとすること。

2 国は、1の施策を講ずるに当たっては、

当該助成を受ける団体の自主性を損なわなければならぬものとする

第十四 施行期日

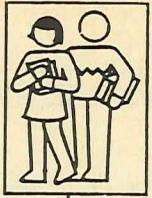
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

別表（第五関係）

消自建勞郵氣海運資源通農厚文外法國環科警
上商林學
防治設勵政象保輸ネル産水生部務務土境技察
安ギ業產術
庁省省省省庁省序省省省省序序序



資料



一九九一・一一・二二

「廃棄物利用発電促進法案（ごみ発電法案）」の提出にあたって

日本社会党シャドーキャビネット委員会

経済委員長　岡　田　利　春

一、ここ数年の廃棄物問題の深刻化に対し、現在、事業所や家庭からの廃棄物排出量の削減や再生資源の利用促進などさまざまな努力が行われているが、最終的に焼却処分せざるを得ない廃棄物についても、資源・エネルギーの有効利用と地球温暖化防止の観点から、その焼却廃熱を最大限に回収・活用することが求められる。そのための具体策として当面もとも有望視されるのは、地方自治体の一般廃棄物処理施設での廃熱利用発電である。社会党は、この廃棄物利用発電の本格的な普及のための法制度面の整備について昨年末より政審商工部会内に作業チームを設けて検討を行ってきたが、このほど「廃棄物利用発電の促進に関する法律案」をまとめ、衆議院に提出することとした。

二、現在、全国約千九百の一般廃棄物処理施設のうち発電が行われているのは約百施設、発電能力の合計は三十二万kWであるが、施設の焼却能力からみると、全国で潜在的には四百施設、少なくとも合計二百万kW以上の発電が可能と試算される。今後廃棄物利用発電を積

極的に推進していくためには、廃棄物処理施設の自家消費分を超える余剰電力の売電について、従来のように当該自治体と電力会社との任意契約に全面的に委ねるのではなく、適正な単価での買い取りを制度的に保障することにより、地方自治体が廃棄物利用発電事業を通じた独自財源の確保に意欲をもつて取り組める環境を作りだすことが必要である。

このため、本法案では、①地方公共団体の行う廃棄物利用発電により発生した電気で一定の技術基準に適合するものについては、その買い取りを一般電気事業者（電力会社）に義務づけ、②その買取価格は、一般電気事業者が卸電気事業者から供給を受ける火力発電の電気の料金を勘案して通産省令で定める算定方式により算定される金額とすることとしている。

一九九一・一一・二二

廃棄物利用発電促進法案の概要について（資料）

廃棄物発電は、廃棄物焼却廃熱（約九〇〇°C）の冷却過程で廃熱ボイラにより蒸気を発生させ発電機のタービンを回すもので、再生利用の困難な可燃性廃棄物を再資源化する方策として有望視されている。一九六五年度に大阪市の西淀工場に設置されたのが始めてであり、その後年々増加して現在では全国約千九百の一般廃棄物処理施設のうち百



二施設（九〇年度末現在）で発電が行われている。

社会党は再生エネルギーの有効利用を進め、環境保全型経済社会

システムを形成するという観点から、廃棄物発電の本格的な普及をはかるべきだと考える。そして、このための積極的な施策として、電力会社に廃棄物発電余剰電力の適正価格での買い取りを義務づけることを柱とする「廃棄物利用発電の促進に関する法律案」をまとめ、近く国会に提出する。

一 廃棄物発電をめぐる問題状況

(1) 廃棄物発電の現状

九〇年度末現在、発電事業を行っている百二施設のうち五十八施設は発電出力をすべて場内で自家消費し、残りの四十四施設は自家消費分を上回る設備を設置して余剰電力を電力会社に売電している。大まかにみて一千～三千kwが自家消費されるため、これを超える規模の設備であれば売電が可能になる。

例えば、四千二百kwの設備出力を有する横浜市環境事業局保土ヶ谷工場では年間約七一%を自家消費し、残り二八%を東京電力に売電している。この施設の売電量はそれほど多くはないが、発電機をつけなければ年間三億円の電気料金を支払うべきところ、売電収入が四千八百万円、基本料金と不足時の受電分が五千九百万円で、実際には差し引き千百万円の支払にとどまっている。

より規模の大きいものとしては、同じ横浜市内の北部工場が設備出力一万千五百kwの六三%を、また東京都では江東工場が設備出力一万五千kwの七〇%を売電している。

これら一万kw級の発電設備は、はじめから主として売電を行う目的で設置されたものである。設備の性能向上等により良質の電気を効率よく安定的に供給できるようになってきたため、売電相当部分の資本経費を十分焼却できるという（一万kw級の発電機自体の価格は数億円

程度）。

(2) 将来資産

廃棄物焼却廃熱による発電可能出力は、別掲の計算式により算出される。この計算式に実際の数値を代入して発電可能電力を求めたのが【別紙表一】である。これによると、今後廃棄物発電設備の整備により得られるであろう電力は、①現に発電を行っている施設で未利用の熱もフルに活用して発電した場合には現状の三倍の約百万kw（わが国の標準的な原子力発電所の一基あたり定格出力に相当する）、②発電を行った場合には約二百万kw、③一部事務組合方式等により広域集中処理化を図り、そのすべての処理施設で発電を行った場合には三百万kw、と試算される。

(3) 安すぎる電力買取り単価

廃棄物焼却施設の処理能力から算出される発電可能出力に比して、現実の発電出力が低いレベルにとどまっている原因の一つは、施設の自家消費分を超えて発電しても、その売電単価がきわめて安いということにある。

廃棄物発電による余剰電力の売電は電気事業法上の供給義務や認可料金制の適用を受けず、自治体と電力会社との私的契約である電力需給契約に基づき行われているが、多くの場合、売電単価は電力会社側の都合で「燃料費相当分」を基準として決められてきた。

【表一】に示すいくつかの実例からわかるように、これまでkw時あたり年平均五円程度ときわめて低く抑えられてきたのが実情である。なお、社会党が九一年一月に廃棄物発電法案の立法化に着手することを発表して以後、通産省の強い働きかけにより、電力九社社長会は、廃棄物発電の余剰電力買い取り価格を引き上げるという方針を明らかにした。これは、安定供給の期待できるものについては火力の燃料費・固定費相当価格で買い取るというもので、すでに【表二】の東京都

目黒工場などで順次実施されている。

(4) 財政措置の不十分性

もう一つの要因は、自家消費分を超える発電設備について、なんら財政上の支援措置がないことである。

一般廃棄物処理施設における発電事業については、従来から自家消費相当部分にかぎって処理施設本体と同一の国庫補助（補助率四分の一、ただし公害防止対策事業等についてのかさ上げ措置がある）および一般廃棄物処理事業債（充当率七五%、元利償還について五〇%交付税措置）、普通交付税における事業費補正による財政措置が講じられている。

他方、売電部分についてはこれらの措置がなされないため、大規模な発電設備を設置して売電を行うことができるには、一般財源に比較的余裕のある自治体に限られてきた。

最近になって自治省は、地方公共団体が公営企業として行う廃棄物発電事業（売電事業）に対して新たに電気事業として地方債措置を講じる（充当率一〇〇%）ことを決めた。廃棄物発電を積極的に行うことで、未利用エネルギーの活用を図るとともに、売電収入により地域における積極的な施策展開に要する財源を確保しようという趣旨である。

二 社会党案の概要

社会党が提出を予定している法案（要綱案を参照）の柱は、冒頭でも述べた通り、地方公共団体の行う廃棄物利用発電により発生した電気を一定の金額で買い取ることを一般電気事業者（電力会社）に義務づけることにある。

その際、地方公共団体が買い取りを請求できる電気については、通産省令で定める基準に適合するものに限るという技術的要件を課している。具体的には、廃棄物発電設備の連系によって、商用系統の供給

信頼度（停電等）、電力品質（電圧、周波数、力率等）の面で悪影響を及ぼさないことが要件とされよう。

次に、電力会社が買い取る金額は、卸電気事業者から供給を受ける火力発電の電気の料金を勘案して通産省令で定める算定方法により算定した金額としている。現時点の火力の卸電気のkw時あたり単価は九〇円であるが、概ねこの水準に並ぶ金額が想定される。また、比較的規模の小さい廃棄物発電でも前記の法的要件を満たす限りこの公定価格で買い取るべきこととなる。

なお、この買い取り義務規定については、余剰電力を買い取ることによって電力会社の一般電気事業の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、買い取り義務が生じないという但し書をついている。これは、ドイツの買い取り法第四条の「苛酷条項」に相当するもので、一日の各時間帯や年間の各時期を通じての電力供給量が著しく安定性を欠いたり、余剰電力を買い取ることにより電力供給コストが著しく高騰するなど、電力会社が電気事業法上的一般電気事業者としての供給義務を果たせなくなるようなきわめて例外的な場合を想定した規定である。この但し書に該当し公定価格での買い取り義務が生じない場合には、従来通り当事者間の私的契約に委ねられることとなる。



廃棄物処理施設における発電可能出力の算式

x = 最大発電出力 (kw)
a = 1日あたり処理能力 (t/d)
b = ゴミ 1 kgあたり熱量 (約2800kcal)
c = 総合発電熱効率 (約0.15~0.18)
d = 1 kwの発電に必要な熱量 (860kcal) として (各数値は自治省財政局公営 企業第二課調べ)、
$x = 1000 \times a \times b \times c / (24 \times d)$
$= 1000 \times a \times 2800 \times 0.15 / (24 \times 860)$
$\approx 20 \times a$ (kw)

[表1] ゴミ発電の現状と試算による発電可能出力

	P 施設数	Q 処理能力	R 発電出力	S 可能出力
一般廃棄物処理施設 *	1,870	164千t/d	--	300万kw
全連続燃焼可能施設 *	397	116千t/d	--	200万kw
発電設備を有する施設	102	52千t/d	32万kw	100万kw
売電を行っている施設	44	--	--	--

数値PQRは1990年度 (*印の項目のみ1988年度) 厚生省生活環境局水道環境部調べ。数値Sは別掲の算式による筆者の試算。

[表2] ゴミ発電の売電単価の例

東京都	自家消費分程度の発電設備を設置している工場は、電力会社相互間の融通電力単価に準じて 4.5円/kwh、夏期(7~9月)は7.15円/kwh、年平均で 5.1円/kwh。
東京都 江東工場 葛飾工場 目黒工場 (11,000 ~ 15,000kw)	以下の1万kw級施設については91年4月以降順次改定された新料金。 江東(15,000kw)、葛飾(12,000kw)、目黒(11,000kw)では原価償却費等が加算されて昼夜平均約8~9円/kwh。昼夜別単価は最新の目黒(91年3月竣工)で昼間10.2円/kwh、夜間 5.1円/kwhとなっている(91年6月調査)。
横浜市 保土ヶ谷工場 (4,200kw)	通常月 4.5円/kwh、夏期(7~9月) 7.15円/kwh、年平均で 5.1円/kwh(91年3月調査)。
大阪市	5.80~6.16円/kwh(91年7月調査。この直後に改定されている)。
卸電気事業者 (参考)	電源開発磯子火力発電所から東京電力への卸は11.95円/kwh、同松島火力発電所から九州電力への卸は8.44円/kwh。一般的に国内炭を燃料にすると10円/kwh前後、輸入炭では8~9円/kwhになる。 水力では、比較的設備の古い佐久間水系から東京電力への卸は約6円/kwh、中部電力への卸は約7円/kwhである。(いずれも90年4月現在)

廃棄物利用発電の促進に

関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、廃棄物利用発電により発生した電気の買取り等について定めることにより、廃棄物利用発電の促進を図り、もってエネルギーの利用の効率化及び廃棄物の処理の適正化に資することを目的とするものとすること。

第二 定義

一、この法律において「廃棄物利用発電」とは、廃棄物を利用して行う発電をいうものとすること。

二、この法律において「一般電気事業者」とは、電気事業法第二条第一項に規定する一般電気事業者をいうものとすること。

三、この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十一条第二項に規定する自家用電気工作物をいうものとすること。

第三 廃棄物利用発電により発生した電気の買取り

一般電気事業者は、自家用電気工作物を設置して廃棄物利用発電を行う地方公共団体から当該廃棄物利用発電により発生した電気（通商産業省令で定める基準に適合するものに限る。）を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、当該電気を、一般電気事業者が卸電気事業者（電気事業法第一条第四項に規定する卸電気事業者をいう。）から供給を受ける火力発電により発生した電気の料金を勘案して通商産業省令で定める算定方法により算定した金額で買取らなければならないものとすること。

ただし、当該電気の買取りが当該一般電気事業者の一般電気事業の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでないものとすること。

第四 技術開発の推進等

国は、廃棄物利用発電に関する技術開発の推進とともに、廃棄物利用発電を行う地方公共団体に対し、必要な技術的援助その他援助を行うよう努めなければならないものとすること。

第五 施行期日

この法律は、平成四年四月一日から施行するものとすること。
一九九一・一一・一二

申し入れ

先般、米軍三沢基地所属のF十六戦闘爆撃機が訓練の途上で、三沢沖に二〇〇〇ポンド実弾二個を投棄したことは、科学技術庁が「実弾を搭載しての訓練はない」と答弁されてきたことが、虚構であることを証明しました。

この事実は、核燃料サイクル施設の上空周辺を訓練で飛ぶときにも、実爆弾を抱えていることが皆無ではないことを示しています。計画されているような使用済み核燃料再処理施設であれば、飛行機が単に墜落しただけであっても、あるいは模擬爆弾が落下されて当たっただけでですから、取り返しのつかない事態にちいたることが懸念されますが、ましてこのような実弾が万が一にも近くに誤って投下されるようなことがあれば、手のつけようのない悲劇的な大事故になることは火を見るよりも明らかであります。その恐るべき被害は、日本全土のみならず、地球的規模に及ぶことは目に見えております。万が

一にも起こしてはならないことなのです。このことは、低レベル放射性廃棄物の処分施設にも、またウラン濃縮施設についてもいえることです。

近くに大きな活断層があり、きわめて脆弱な地質で、地盤水位が高く透水性も高い、しかも時として事故を発生することのある実弾を抱えた戦闘爆撃機が飛び交うこのようない場所に、このような施設を作るなどは、世界に例のないことは無論のこと、とうてい認めることはできません。しかも再処理施設の建設や高速増殖炉の開発等は中止することが、いまでは世界の潮流となっています。

従って新総理は、前任者の誤りを糊塗することなく、勇断を持って、再処理施設はもとより、核燃料サイクル施設全体の建設を中止されるよう、強く申し入れます。

一九九一年十一月十二日

日本社会党委員長 田 辺 誠

内閣総理大臣
宮澤喜一 殿

十月半ば、沖縄県那覇市内のひとり暮らしのアパートで一人の女性が亡くなりました。死後数日たって見つけられたのは、元従軍慰安婦だったペ・ポンギさん（仮名）でした。

彼女の人生に思いをはせると、私は胸がおしつぶされる思いをいだきます。「性」の奴隸のような扱いを受けた慰安婦時代、戦争が終わってもその後遺症により身も心もづたづたにされ、その上に生活苦がおおいからさつた戦後の人生。

私は、ここでみなさんと一緒に、ペ・ポンギさんと犠牲となつて亡くなつた従軍慰安婦の方々に黙禱をささげたいと存じます。

今年は、日中戦争開始から六十年、太平洋戦争開戦から五十年、そして日韓併合から八十年という歴史の節目にあたります。

この間世界は大きく変わりました。米・ソの和解に伴う冷戦体制の終焉は対話と協調の潮流を地球規模に広げる一方、国家の関係や国家の枠組みまでも大きく変化させ、二十一世紀をめざす新しい国際秩序が模索されています。しかし、その一方では、年間幾千万人の人々が飢餓や栄養失調で死亡し、南北格差問題も依然として残され、人類にとって大きな課題となっています。

日本も、また、新しい現実を迎えています。

戦後四十六年の歳月は、日本を経済大国・軍事大国へと変容させて

一九九一・一一・一六

「日本の戦後責任と従軍慰安婦問題」に関する私たちの提案

日本社会党シャドー・キャビネット委員会
総合福祉委員会副委員長（女性・人権担当）

竹村泰子



きました。放置され続けた戦後責任と国際道義の欠如、さらには最近の戦前への回帰とも見える日本の動向はとりわけアジアの人々の危惧を一層強いものとしています。その背景には、「戦後責任」を果たしていない日本の政治があります。

「従軍慰安婦」（挺身隊）問題は、日本の植民地支配と侵略戦争の最大の犠牲者であるにもかかわらず、今まで歴史の片隅に隠されてきました。一〇・一七万人とも推計されている女性たちは強制的に連れ去られ、戦争が終った後も、大部分が故郷に帰らず、その生死さえ不明であるといわれています。「従軍慰安婦」は、軍隊のために、國家権力により植民地支配下の女性を狩り出したものです。そこには戦争被害・植民地被害と「性」に対する抑圧という二つの問題があります。「女性の人生と種」を奪うこの行為は、組織的強姦行為・ジェノサイドに通ずるものであり、最大の「人道に対する罪」といえましたのでしようか。

世界に類のないこの忌まわしい制度を、なぜ日本の軍隊だけが導入したのでしょうか。

社会党は、機会ある毎に、国会の場でこの問題についての日本政府の責任を追及してきました。しかし、昨年六月六日参議院予算委員会での本岡昭次議員の質問に対し、労働省の職業安定局長は「慰安婦なるものは民間の業者が連れて歩いたというのが実態で、調査できかねる」と答弁、さらに今年八月衆議院予算委員会での清水澄子議員の質問に対しても、「従軍慰安婦の問題につきましては、労働本省でいろいろと調査いたしましたが資料等がございません。当時の勤労局・労働員署で働いた人に聞いてみましたが、まったく従軍慰安婦問題といふものにはこれらの機関は関与していなかつたということ」であると答えました。「いずれも民間がやつたことであり、調査もできない」という見解に終始しているのです。

しかし、実際に従軍慰安婦を駆りだしたという証人や、軍医の残しがあることを誓います。

た記録も出版されており、何より、勇気を奮って名乗りでた当事者の証言があり、国家や軍が関与していたことは自明です。一体、日本政府はいつまで言い逃れるつもりでしょうか。

昨年五月、韓国では、女性団体連合会、韓国教会女性連合会、梨花女子大生代表者会議は連名で「挺身隊」に対する見解を表明し、十月には三十七団体が連盟で海部首相宛に抗議の「公開書簡をだし、回答をもとめました。しかし、返事はまったくなく十二月には「公開書簡に対する返答の督促状」が出されたのです。さらに今年五月には韓国挺身隊問題対策協議会（尹貞玉さんが協同代表）が、「日本政府への公開書簡」を出すなど、戦後責任を追及する運動が大きく広がっています。

私たちを考えます。

かつて同盟国であったドイツは、「過去の克服」として、賠償以外に五〇〇億ドル以上の補償を実行し、同時に、加害者の追及や隣国や旧敵国との間の教科書勧告をはじめ地道な努力が今も継続して積み重ねられています。また、戦勝国であるアメリカやカナダでは、日系人強制収容問題で大統領や首相の謝罪とともに生存者にそれぞれ補償が行われました。

しかし日本は、軍国主義の犠牲となつた人々に衷心から謝罪することなく、小手先の賠償や経済協力で戦後処理をしただけで、戦後補償の誠実な実行を果たしていません。

もちろんそれを許してきた責任は私たち日本社会党にもあります。他者に向かって批判の言葉を述べること以上に、私たち自身の歴史認識や戦後責任がどうであったかが問われなければならないからです。遅きに失したという責めを受けるかもしれません。その責めを謙虚に受け入れ、従軍慰安婦問題をはじめ、戦後責任を問う行動を通じて、アジア近隣諸国の人々に謝罪の意志を表明し、「過去の克服」に立ち上がるこことを誓います。

私たち提案します。

一九九一・一一・一九

日本が植民地支配と戦争によって何をしてきたのか、隠された歴史的事実と率直に向き合い、その克服を得なければアジア各国との本当の信頼と友情は生まれません。

その問題の特殊性故に、元従軍慰安婦の方々が過去を明らかにすることは困難です。にもかかわらず、今日、悲惨な苦しみを引き受けて自らが声をあげ、日本政府に抗議の意思を表明し、行動に立ち上がっています。

従軍慰安婦問題は「謝罪」と「補償」が最も優先されなければなりません。そのためには、①実態の把握、②具体的な謝罪、③被害者への金銭的補償や亡くなった方への慰靈碑をたてるなどの補償、④教科書の記述など教育の場で伝える、ことがもとめられています。わたくしたちはこの運動を、韓国・朝鮮女性、そしてアジアの女性たちとともに連帯してとりくんでいきましょう。

同時に、私たちは国会に戦後補償問題を専門に取り組む調査・審議特別委員会等の設置を求め、補償法案の立法化を検討します。

私たちは訴えます。

いま、私たちは日本の基本的な姿勢として、過去の戦争責任を深く反省し、平和国家として進む決意を改めて誓いあい、それを内外に表明するため「国会決議」の実現にとりくんでいます。

ドイツのワイツェッカー大統領は、「過去に目をとぎする者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」と警告しています。二二世紀は間に迫っています。日本と私たち日本国民が国際社会で「名誉ある地位」を占めるために、今日を出発点にして戦後四十六年の閉ざされた「空白」を取り戻すではありませんか。

談話

日本社会党シャドーキャビネット委員会
自治・環境委員会委員長 五十嵐 広三

一、日本社会党シャドーキャビネット委員会の自治・環境委員会は

一月一八、一九日の両日にわたり、現地水俣の視察を行った。このたびの視察は、公式発見から三十五年を経過しながらなお未解決のまま放置されてきた水俣病問題の政治的解決を図ることを目的として行つたものである。

一、このたびの視察で、被害者の高齢化や救済されることなくすでに亡くなった被害者、未来を失った胎児性患者、被害ゆえに生活と生業が不如意に陥り、また被害者ゆえにいわれなき差別を受けている実態などを直視し、被害者の救済は一刻の有余も許されないことを改めて痛感した。

三、今年の環境問題の国際的諸会議と来年の環境サミットを控え、「世界の水俣」「公害の原点としての水俣」の全面解決なくして、日本政府に地球環境を語る資格はないといわざるをえない。

四、すでに、司法は、被害者が生きているうちに救済するために和解によって解決するよう求め、しかも、この間の裁判所所見において和解が可能な道筋を示してきた。このことによつて「現時点において和解勧告に応じることは困難である」とした平成二年一〇月二六日の政府見解の根拠は全く失われている。

したがつて、政府は積極的に和解協議に参加し、被害者救済への努力を行うべきである。

五、マスコミ報道によると、中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会の最終答申（案）が近くまとめられ、この中で内容的には不十分であるが、医療費自己負担分と医療手当の支給等によって広く被害者を救済すべきことが述べられている。

この答申は、第三者機関の判断として尊重されなければならないが、残念ながらこの答申に基づく国の総合対策が出されたとしても、それだけでは水俣病問題の解決にはならないと判断せざるをえない。

しかしまこそ、国は被害者救済へのりだす最大、最後の機会で

あること、この時期を逃せば救済の途は永久にとざされることにな

ることを認識し、解決に向けて最大限の努力をすべきであることを強く訴えるものである。

六、いま必要なことは、第一に国が和解協議に参加し、訴訟を起こしている被害者を救済すべき内容について、県、企業を含めて合意形成に努力すること、第二に、その内容と中公審答申を最大限尊重した国との総合対策と結合し、解決案をまとめあげること、第三に、当然のこととして救済範囲を未訴訟の被害者の人達にも拡大すること、である。

七、なお、現在係争中の新潟水俣病被害者は今日なお特別医療事業の対象外におかれているが、政府は最低限の責務として、新潟水俣病被害者に対し、司法の判断を待つことなく直ちに特別医療事業制度を適用すべきである。

一九九一・一〇・二五

渡良瀬遊水池の調査を終えて

日本社会党渡良瀬遊水池調査団

1. 貴重な自然環境を守るためにの提言と社会党のとりくみ 環境アセスメント等の実施

建設省、アクリメーション振興財團（以下、振興財團と略す）、関係自治体のいずれにおいても、事前の総合的な環境アセスメントは実施されていないと思われる。またいわゆるカビ臭については、第一貯水池の放流水が原因と推定されるのに、調査されていない。そこで、これらを早急に実施し、その結果を公開するよう関係当局に働きかける。

2. ラムサール条約上の湿地登録

渡良瀬遊水池が、「とくに水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（日本は一九八〇年加入）に基づく登録湿地として、釧路湿原、伊豆沼・内沼、クッチャロ湖、ウトナイ湖（内定）に続く五番目の指定を受け、その保全計画が策定・実施されるように、地元自治体及び環境庁に働きかける。

3. 貯水池建設計画等の再検討

上記1によつて、第一貯水池をはじめとしたこれまでの開発の効果や影響を分析・評価し、その上に立つて第二貯水池や新たなゴルフ場の建設計画の必要性などについて、全体的に見直しをすべきである。なお、ここに空港建設をという声もあるが、騒音公害その他の環境問題を考え、社会党は反対する。また、渡良瀬川源流

の汚染を招く「ガイア足尾計画」についても、反対である。

(2) 地域活性化に向けた提言運動と社会党のとりくみ

市民によるまちづくりプラン

渡良瀬遊水池の九割が藤岡町内であり、同町中期基本計画では「水と緑の田園都市」とか「水の里」が目標とされているが、町独自の具体的なプランはない。このため社会党は、藤岡町等において、自然保護団体をはじめ市民のアイデアをまちづくりに反映させる「まちづくり市民プラン」の提案運動にとりくみたい。

2. 市民参加の促進

「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」の参加者をはじめ、数多くの市民が渡良瀬遊水池を生活空間として日常的に愛用している。しかし、建設省、振興財團、地元自治体など、いずれもこれら市民の参加する場や開かれた協議の場を設けていない。社会党は、これらの間に立って、話し合いの場を作るようにならう。

一九九一・一一・二五（於横浜）

社会の介護力を高めるための

とりくみについて

日本社会党中央執行委員長 田 辺 誠

本日、シャドーキャビネットの総合福祉委員会が中心となって、藤沢及び横浜で福祉マンパワーの確保策を探るシンポジウムを開催しました。その成果を踏まえ、これから社会党のとりくみについて明らかにしたいと思います。

一 介護の国際水準到達ミニマム・プランの策定

政府のゴールドプランが目標年度の九九年に完全に達成されたとしても、ヨーロッパ主要諸国の現在水準に遠く及ばない。たとえば、ホームヘルパー一〇万人といつても、そのときの人口一〇万人当たり七七人にすぎず、北欧よりはるかに低い現在のイギリス、フランスの一二人余のレベルにもならない。そこで、介護・看護職員数及び関係施設数について、「介護の国際水準到達ミニマム・プラン」を九二年三月末までに作成し、これに基づいて政府にゴールドプランの見直しを求めてゆく。

二 保健医療福祉マンパワーの配置基準の全面改定

関係施設の職員配置基準は、病院の看護婦が入院患者四人に一人、特別養護老人ホームの直接処遇職員が入所者四・一人に一人、老人保健施設の看護・介護職員が同じく三・六人に一人などとなっている。これらは、主要諸国の二分の一以下であって、いわゆる二・八夜勤や完全週休二日さえ実現できない。そこで上記「ミニマム・プラン」において、職員配置基準の段階的な改善措置を図るとともに、関連施策として、措置費及び医療費における人件費の算定根拠や建設費の補助単価について、全面的な見直しを行う。

三 老人保健福祉計画の過疎・過密地域モデルの作成

厚生省が去る一月一八日に市町村に送付した「老人保健福祉計画算定指針の骨子」は、地域特性についてはとくに配慮せず、市町村がそれぞれ工夫する立場をとっている。そこで、すでに超高齢化段階を迎える過疎地や施設用地の確保などに苦しむ過密地に我々が出向いて、地元の関係者とともにモデル計画作りに努めることとし、その努力を通じて全体の法・制度の改革を進めるようとする。このとりくみは、沖縄県内及び東京都内を対象地域として年内に準備を開始し、九二年五月までにはモデル計画骨子を作る。

四 地域での創意工夫

地域社会の介護力を高めるために多様な創意工夫をこらす。たとえば以下の事項については、先のモデル計画対象地域などで実現できるようにする。

- (1) 市民のアイデア公募・協議のシステム
福祉のまちづくりに向けた市民のアイデアや提案を公募し、その実現方策について提案者や一般市民を含む開かれた場で協議する自治体のシステムを検討し、実現できるように努力する。
- (2) 保健医療福祉マンパワーの地域内交流
介護・看護関連職場は、人事交流が活発でなく、とくに民間施設においては退職しない限り他施設に移動できないための閉鎖性がある。これを、都道府県や大都市を単位として、人事交流を促進する新たなシステムを検討する。
- (3) おとしよりと子供たちの出会いと福祉の広場
小中学校や保育所・幼稚園などに週休二日制が導入されたら、毎週いざれかの休日を高齢者・障害者と子供たちがそこに集まる日とし、そのためにこれらの施設が開放されるようにする。

国旗・国歌観についての

投書・質問に答える

日本社会党シャドーキャビネット委員会
文化教育委員長 鳴崎 譲

世界の多くの国々は、国旗・国歌を憲法あるいは法律で定めています。国旗の模様や色、国歌の歌詞をどうするかは、国旗・国歌が国民の意志の象徴といわれるだけに、きわめて重要なことがらだからです。

日本の場合、平和憲法制定後の歴代政府は、日の丸、君が代が国民のなかに定着しているとして、その法制化には消極的な姿勢で今日まで臨んでいます。

ただし学校教育において、日の丸の掲揚と君が代の斉唱を徹底させようとしてきました。政府の国会答弁では、自国の国旗・国歌の尊重は、他国のそれらの尊重につながること、日の丸、君が代は、子供たちに愛国心を植えつける上で必要なことなどを理由にしてきました。一九七七年、現場教育の指針である学習指導要領の改訂の際、教育課程審議会での審議のないまま、文部省が突如、君が代を国歌と定め、国の公式文書にはじめて明記しました。

それ以降、「国民の祝日など儀式には、国旗の掲揚と国歌の斉唱が望ましい」としていたのですが、八九年の改訂で、「国民の祝日」を「入学式や卒業式」と改め、「望ましい」とした裁量を認める教育の方法を「指導するものとする」と義務化し、指導書のなかに、君が代の公定解釈をはじめて明記したのです。

日の丸、君が代が国旗・国歌であるか否かは、内閣法制局長官が国会で「すでに慣習法になつてゐる」と判断しても、文部省がそれを教

育の場にたちにもちこむように臨教審を介して誘導してよいものではありません。憲法が保障する思想、信条表現の自由にかかる問題を学習指導要領で義務づけことは教育にはじまないからです。むしろ日の丸、君が代の史実と眞実について教えることこそ大切なことです。

第一次大戦が終わったとき、ドイツとイタリアでは戦前のファシズムの時期の国旗・国歌を廃止し、新しくでおしたのです。日本も平和憲法制定後、国民の合意をうるため検討すべきことだったのです。戦後のアジアでは、殆どの国が植民地で、独立を達成していなかたため、極東裁判において、日本の侵略によって戦場と化した近隣アジア諸国民の声が日本の戦争責任問題に反映しないまま、するすると今日まできています。したがつて日本の側から戦争責任のけじめをつけることが必要なのです。今や日本の国際貢献が叫ばれるときだけに、アジア諸国民から誤解を招かないためにも急を要します。日の丸、君が代に対する国民の自発的合意がえられないのも、そこに、原因があります。

一、第二次大戦およびそれに至る歴史のなかで、近隣アジア諸国民に対する侵略のシンボルとなつたことへの深い反省を含め、その戦争責任を明かにし、あらためて世界平和への決意を「国会決議」を通して国内外に宣言することが必要となつています。田辺委員長の提唱を具体化すべきです。

国民を代表する国歌の標識としての日の丸は、徳川時代末より船の標識として用いられた経緯、また国際的にも広く認知されているという現実をふまえ、先にのべた「国会決議」が行われれば、これを国旗として認めてよいと考えます。ただし、国家主義的に利用すべきものではありません。

二、君が代については、明治政府も一時期、それに代わる国歌をつく

ろうとしたように最適と考えたわけではなかつたのです。その歌詞について、君が代を強制、義務化しようとする文部省が公定解釈を示すとも、詠人の心が定かでなく、教育界や歴史学者などから疑問の声があがっています。君が代の「君」とは誰のことか、「さざれ石の巖となりて苔のむすまで」という事象をいかなる意味に解するかなど、天皇主権時代の解釈の延長線上のそれは国民の納得がえられないのです。その曲も、日本の雅楽の価値を尊重するとしても、明治時代以降、西洋音楽を学校教育にとり入れてきた国民の音楽文化の現状では、共感しにくい旋律であるという点も考慮すべきです。

今年は日韓併合八一年、九月一八日に満州事変勃発六〇年、一二月八日に太平洋戦争開戦五〇年を迎えます。

来年は、日本軍が一月二日にマニラを、二月一五日にシンガポールを、さらに東南アジア各地を占領して五〇年となります。半世紀という歴史の節目に、日本ばかりでなく、各国で太平洋戦争の歴史の意義を問う催しが予定されています。この時期こそ、世界に貢献する日本の再出発の決意を示すときです。

戦争責任問題でのあらたな対応のないかぎり、日の丸、君が代は国旗・国歌として、すべての国民に強制すべきではないと考えます。

一九九一年度総目次一覧表

▼一月（292号）

卷頭言 矢田部 理

〈特集〉 国連平和協力問題

○党声明

○国際平和協力の在り方について（談話）

○国連中心の国際平和協力の推進について

○対イラク「武力行使決議」に関する談話

〈資料〉

* 土地税制改革大綱

* 政府税制調査会答申について（談話）

* 固定資産税評価換算問題等に対する方針

* 原子力の日に際しての申し入れ

* 一九九一年度郵政省関連予算及び重要施策に関する申し入れ

* NTT・電気通信の当面する課題への取り組みについて
* 公共投資プロジェクト報告

－安心 豊かな新世紀へ「国民福祉計画法」
と「社会資本整備10カ年計画」の策定を－

* 環日本海圏政策の大綱

26 21 20 18 17 10 9 6 5 4 3 2 1

▼二月（293号）

卷頭言 伊藤茂

〈特集〉 一九九一年度予算編成について

○党首会談に当たっての日本社会党の提案

○一九九一年度予算案等に関する基本的態度

○政府予算大蔵原案について（談話）

○政府予算案について（談話）

○予算に関する申し入れ

・地方財政対策等・科学技術庁・労働省・
厚生省・農林水産関係

〈資料〉

* 税制協議専門者会議の審議経過中間報告

* 税制協中間報告について（談話）

* 平成三年度税制改正について（談話）

* 自民党の「土地税制大綱」について（談話）

* 次期防衛力整備計画の策定中止を求める申し入れ

* 次期防衛力整備計画の閣議決定に関する談話

* 放射性廃棄物処分場の事業許可に対する抗議と許可取消
しの申し入れ

* 循環型社会システム形成促進法案の提案について

37 36 35 34 32 31 30 29 25 14 13 11 3 2 1

* 廃棄物処理法案の主な内容

* 談話（政治改革推進プロジェクト）

* 談話（政治改革推進プロジェクト）

* 中東における武力衝突の回避と「公正で永続的な平和」

のための社会党の提案

* 国連平和協力機構設置法案要旨

* 再開国会に製造物責任法案を提出

* 二世紀にならう子供たちへ――

「子ども文化都市宣言」

* 育児休業制度関連資料

・「一九九〇年度総目次一覧表」

・「子ども文化都市宣言」

三月（294号）

卷頭言 佐藤三吾

特集

I 一九九一年度政府予算案の内容と問題点

II 中東湾岸戦争関係

○中東湾岸危機に関するジュネーブ会談について（談話）

○中東湾岸の戦争回避のための緊急申し入れ

○談話（書記長）

○党声明

○中東湾岸戦争への支援中止を求める申し入れ

○中東湾岸戦争支援のための政府方針の決定について

（談話）

○政府の自衛隊機中東派遣・九〇億ドルの他国籍軍への財

63 62 62 61 60 60 60 2 1 57 48 47 45 44 41 41 40 38

▼四月（295号） 政支出に対する社会党の見解
○多国籍軍追加支援九〇億ドルの財源対策の決定について
(談話)

(談話)

▼四月（295号）

卷頭言 田中恒利

特集

I 中東湾岸戦争

○中東湾岸戦争の即時停戦・平和と避難民救援を求める特別決議（案）

○湾岸戦争の即時停戦と平和解決のための国際対応策

○イラクの戦闘停止表明に関するわが党の見解

○談話（書記長）

○中東湾岸戦争の地上戦突入に当たって（見解）

○イラクの即時撤退声明に関する談話

○ブッシュ米大統領の停戦声明について

○湾岸戦争の地上戦突入に当たって（見解）

○イラクの即時撤退声明に関する談話

○ブッシュ米大統領の停戦声明について

II 平成三年度政府予算案組替え要求（大綱）

資料

* 行政情報の公開に関する法律（案）

* 「岩手靖国訴訟」控訴審判決について（談話）

* 加圧水型原発に関する申し入れ

* ガット・ウルグアイラウンド申し入れ

* 自立・共生・革新の地域農業振興対策

* たばこ消費税増税の中止を求める申し入れ

* 地域と生活に根ざし豊かな個性と平和を築こう

38 37 30 29 28 27 17 13 12 12 11 10 9 8 7 3 2 1 65 64

▼五月（296号）

卷頭言 上原康助

〈特集〉統一自治体選挙政策・声明

○声明（都道府県知事選）

○国民合意の日本外交を（福岡）

○ゆとりある住生活をめざして

○これ以上の自然破壊は許せない（仙台）

○廃棄物関係法案の提出に当たって

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案骨子

○告示日に当たって（談話）

○国際平和創造活動の強化と国連改革について（帯広）

○人が住み、働く中山間地域対策の推進（岩手）

○高齢化に伴う保健医療福祉マンパワー確保のための緊急

法制化の提唱

○地域に根ざす「街づくり」の提案（松山）

○投票日に当たって

○党声明

〈資料〉

*私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部

を改正する法律案要綱・提案理由説明

※法律新旧対照表

*廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱

*資源及びエネルギーの有効利用による環境保全型経済

社会形成促進法案の提案理由説明・法案

*美浜原発事故の問題点（中間報告）

*一九九一年度畜産物価格ならびに政策確立・繩糸価格決定に関する申入れ

43 39 32 29 20 18 17 16 15 14 13 12 9 7 6 4 3 2 1

▼六月（297号）

卷頭言 横山篤

〈特集〉日ソ関係資料

○北東アジア地域協力と日本

○日ソ関係をめぐる今日の情勢と今後の日ソ政策の課題

○日ソ首脳会談の課題について

〈資料〉

*日米首脳会談について（国際局長）

*一九九一年度政府予算案の成立に当たって

（参・国対委員会）

*総合保養地域整備法の一部を改正する法律案要綱

*新旧対照表・参考資料

*クルド避難民への人道的援助に関する申し入れ

*大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案提案理由説明

（衆・商工委員会）

*法律案要綱
*談話（掃海艇派遣・書記長）
*新旧対照表

45 30 29 28 27 17 14 13 13 11 7 2 1 67 64 46 46 45

*一九九一年度政府予算案の衆議院通過に当たって（談話）
*暫定予算について（談話）
*借地借家法等に対する態度・参考資料
*住宅基本法案要綱
*日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱するにされた者等についての出入国管理特別法（仮称）法律案要綱

* 第12回統一自治体選後半戦への突入に当たって

* 後半戦の投票日にあたって

* 統一自治体選挙の結果について

* 申し入れ（コメ問題）

* バンゲラディシュにおけるサイクロロン（台風）被害に対する緊急援助に関する申し入れについて

* 育児休業法関係

▼七月（298号）

卷頭言 松 前 仰

〈資料〉

- * 「政治改革」に向けてのわが党の考え方（案）
- * 談話（党・政策改革プロジェクト）
- * 自民党の「政治改革法案」について
- * 消費税の「緊急是正」についての基本的考え方
- * 消費税に関する緊急是正措置の概要
- * 消費税法の一部を改正する法律案提案理由説明
- * 沖縄県の「米軍基地の早期返還・整理縮小」についての緊急申し入れ
- * コメの自由化発言に関する申し入れ
- * 森林・林業・国有林再建のための申し入れ書
- * 朝鮮民主主義人民共和国の国連加盟決定に当たって（談話）
- * 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案（第一次案）

21 20 19 18 17 16 15 14 13 13 2 1 49 48 47 47 46 46

▼八月（299号）

卷頭言 村 山 富 市

〈特 集〉

「党改革のための基本方向」について
— 政治の改革と日本社会党的責任 —

〈資料〉

- * 長崎県の雲仙火山災害対策についての緊急申し入れ
- * 長崎県の雲仙火山災害対策についての申し入れ
- * 申し入れ（コメ問題）
- * 申し入れ（コメ問題）
- * 一九九一年産生産者米価等に関する申し入れ
- * 一九九一年産生産者麦価並びに麦策振興に関する申し入れ
- * 林木育種場の再編整備計画についての申し入れ書
- * 国連の平和維持活動（PKO）に対する国民の合意形成に関する申し入れ
- * 談話（第8次選挙制度審議会答申について）
- * 談話（行革審第1次答申について）
- * 一九九二年度予算概算要求基準について（談話）

今日の焦点

〈選挙制度について〉

伊 藤 安 博

卷頭言 早 川 勝

1 19 17 16 16 15 14 13 13 12 11 10 10 2 1

◀特集▶

一二世紀・子供ルネッサンス

— 日本社会党教育改革の構想と行動指針 (中間報告) —

○申し入れ (葉たばこ)

○国連安保理における南北朝鮮の同時加盟勧告決議案の採択にあたって

○老人保健改正法案に関する共同修正要求

○証券取引委員会の大綱について

○証券取引委員会 (仮称) の大綱 (案)

〔付属資料〕

証券取引委員会の組織と役割

○証券不祥事再発防止策の行革審答申について (談話)

○政治資金収支報告の公表にあたって

○政府の廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正案の問題点

○廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱

○政府のPKOの方針に対する党見解

〔参考資料〕

国際平和協力に関する自・公・民の合意覚書

○シャドーキャビネット委員会の発足にあたって

今日の焦点

▼十月 (301号)

卷頭言 小野信一

◀特集▶

最近のソ連情勢に関する社会党の態度

○委員長コメント

○ソ連の事態に対する見解

○ソ連の民主的秩序の回復を歓迎する

○ソ連に関する山花書記長コメント

○ソビエト情勢に関する談話

○米ソ首脳会談の結果について

◀資料▶

第一二一臨時国会報告
◀特集▶

7 6 5 4 3 2 1 52 51 50 49 48 47 45 45 39 2

▼十一月 (302号)

卷頭言 篠崎年子

◀特集▶

○証券・金融不祥事の現段階 志賀敬

○ソ連の事態に対する見解

○ソ連の民主的秩序の回復を歓迎する

○ソ連に関する山花書記長コメント

○ソビエト情勢に関する談話

○米ソ首脳会談の結果について

◀資料▶

1 27 23 22 22 17 16 14 14 13 11 10 9 8 7

I 証券・金融関係

- 証券・金融不祥事の真相究明と再発防止をめぐって
- 証券不祥事再発防止策の行革審答申について（談話）

II 政治改革関係

- 真の政治改革を求めて

- 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱
- 政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱
- 政党交付金の交付に関する法律案要綱
- 政治倫理法案に関する四党共同要綱

III 國際平和協力問題関係

- 危険なPKO法案の徹底追及と社会党の政策

- 政府のPKO方針に対する見解

- 国際協力についての基本的考え方

- 政府のPKO法案提出に当たって（談話）

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案・

- 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案についての代表質問（衆議院本会議・伊藤茂）

- PKOの協力法案等に関する主な論点

IV その他重要法案関係

- 老人保健法

- 廃棄物処理法

- 借地借家法

- 雲仙・普賢岳噴火災害対策について

- ★第一一二臨時国会で成立した法案等の審議日程、各党賛否一覧表

▼十二月（303号）

卷頭言 外口玉子

〈特集〉

一九九二年度予算編成及び重点施策について

- 一九九二年度予算編成及び重点施策について（中間報告）骨子

- 一九九二年度予算編成及び重点施策について（中間報告）

〈資料〉

*衆議院本会議代表質問

- *国民の期待に応える一九九二年度予算編成のために

（談話）

- *満州事変六十周年にあたって

＊中山外相国連演説に対するコメント

- *六フツ化ウランの商業輸送に関する申し入れ

- *米大統領の核削減提案を歓迎する

- *一九九一年畑作物価格決定に関する申し入れ

- *冷害・台風19号による農業被害に関する申し入れ

- *一九九二年度運輸省関係予算についての申し入れ

- *談話（政治改革プロジェクト）

- *製造物責任法制定に関する大綱について

- *税制問題等に関する両院合同協議会について（談話）

- *宮沢自民党新総裁の就任に当たって

- *掃海艇部隊帰国についてのコメント

- *談話（新内閣の発足にあたって）

◆一九九二年七月に向けて政治のすべてが動き、収斂されていきます。参議院選挙です。この選挙がどんなに大事であるのか、もうご存じのとおりです。社会党がどんな政策争点を具体的に提起し、自民党・宮沢政権との違いを明らかにし、さらに政策の優位性を鮮明にして国民の共感を得ようとしているのが、問われています。そこで、政策審議会では、今政策づくりに大わらわというところです。

◆ひとつ予告をさせていただきます。現

在準備中の選挙政策は

「公平・公正を実現する六つの改革」と「一五の政策焦点」を第一部総論として考えています。第

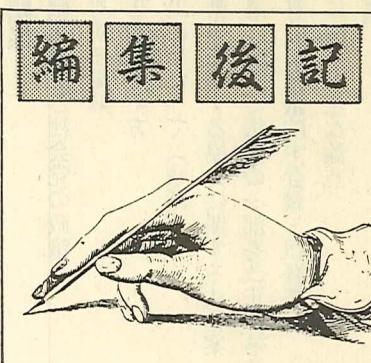
二部では、新しい試みとして「女性のみなさんに」「障害者のみなさん」「農家のみなさん」「など」の政策を、そして第三部で政策ガイド（各論）を予定しているところです。

◆六つの改革では、政治の民主主義、経済の民主主義、社会の民主主義、国際（地球）

民主主義、地域の民主主義を基本にして自民党政治に代わる国家運営の理念と改革の目標、さらにそのための具体的な政策を提起し、激動する世界の中で、「豊かさの実感・ゆとりの生活」や「国際協力」を実現していくことを明らかにしております。具体的には、リサイクル・クリーン型、消費者重視経済システムへの転換、東京一極集中是正・分権、一八歳選挙権の実現、国会中継テレビを創設など、男女平等社会を実現、学校五日制の早期実現などです。

◆さらに、「一五の政策焦点」では、充実福祉時代を実現する五つの政策、充実・安定・安心を実現する六つの政策、国際化に協力する四つの政策を具体的に提起しております。今後、この「六つの改革」と「一五の政策焦点」を中心に、次期通常国会の審議、シャドー・キャビネット委員会、委員長、書記長等の遊説、記者会見などを通じて政策争点を鮮明にしていきたいと考えております。

(H)



政策資料編集委員会

委員長 早川勝
編集委員 小野信一
外口玉子
水田稔
佐藤三吾
温井寛
石田武
浜谷惇
早川幸彦
渡辺博
佐藤敬治
川那辺博
佐間田勝美
篠崎年子
石田好数

菅野久光

（

）

小林恒人
松前仰
梶山篤

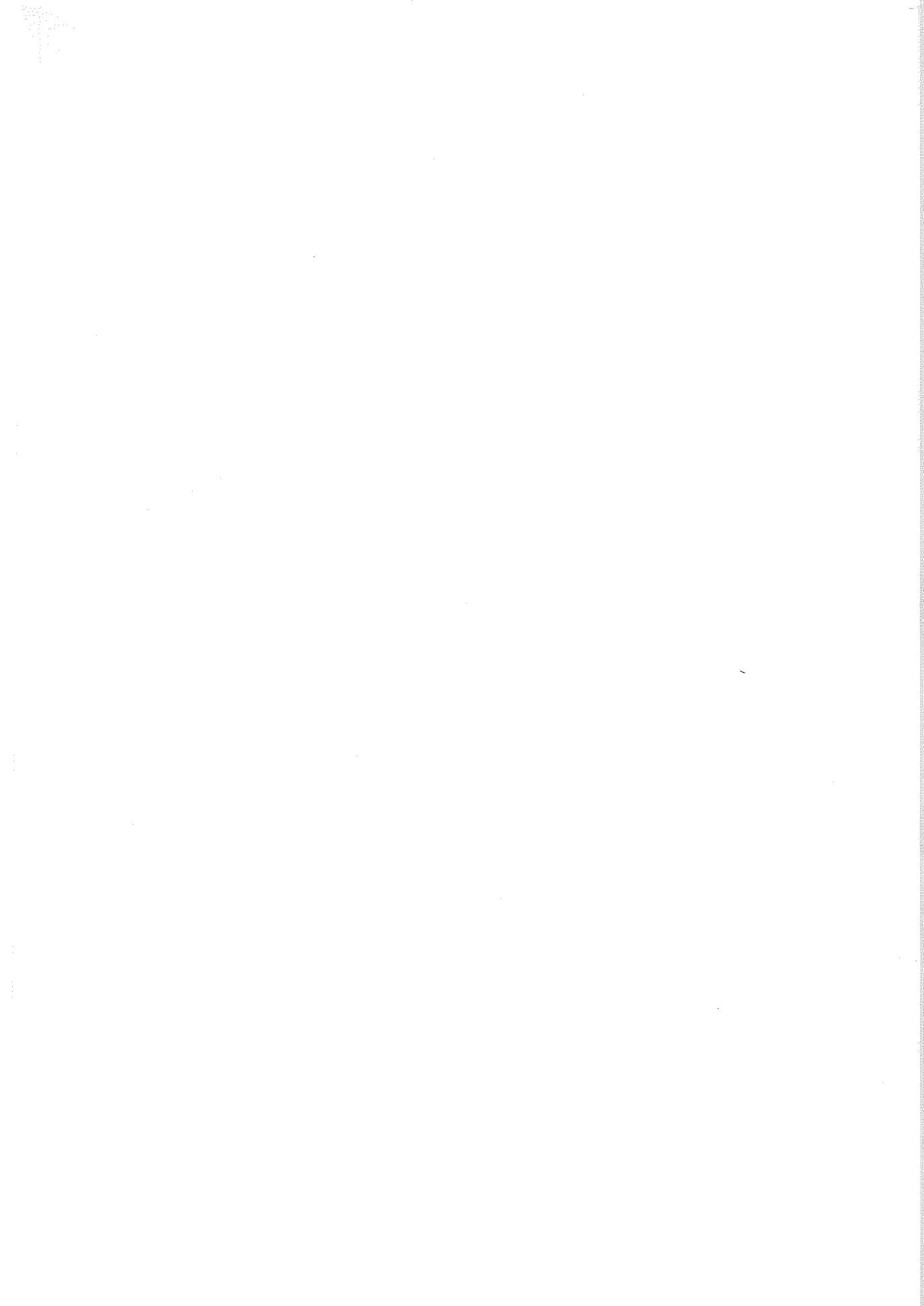
「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円（前納）	
ご送金は左記へお願いいたします。		
郵便振替	東京8-80821	

又は

普通	203888
大和銀行	衆議院支店

日本社会党政策審議会



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

January 1992

No. 304

Foreword ; MIZUTA Minoru, Vice-Chairperson of the Policy Board

Special Issue ; International Peace Cooperation

The Explanation of the Purport of the International Peace

Cooperation Bill Submitted to the Lower House by SDPJ

The International Peace Cooperation Bill Proposed by SDPJ
(Summary)

The International Peace Cooperation Bill Proposed by SDPJ
(Full Text)

The International Emergent Aid Bill Proposed by SDPJ
(Summary)

Documents :

The Bill of the Promotion of the Waste Available Generation of Electricity, Industry and Trade Committee, Shadow Cabinet

The Proposal on the Problems of the Post-war Responsibilities of Japan and the Military 'Comfort Women', Welfare Committee, Shadow Cabinet

The Basic Viewpoints on the National Flag and Anthem, Culture and Education Committee, Shadow Cabinet

Others

A List of All the Tables of Contents of 1991

政策資料 1月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111内線3886~7

FAX 03(3502)5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)